

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

○航空法及び運輸安全委員会設置法の  
一部を改正する法律(三三八)

○動物の愛護及び管理に関する法律等  
の一部を改正する法律(三三九)

○浄化槽法の一部を改正する法律  
(四〇)

○子どもの貧困対策の推進に関する法  
律の一部を改正する法律(四一一)

○棚田地域振興法(四一二)

### 〔政令〕

○税制調査会令の一部を改正する政令  
(二二八)

○建築基準法の一部を改正する法律の  
施行期日を定める政令(二二九)

○建築基準法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係政令の整備等に関す  
る政令(三三〇)

○毒物及び劇物指定令の一部を改正す  
る政令(三三一)

元 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

### 〔省令〕

○行政手続における特定の個人を識別  
するための番号の利用等に関する法  
律の規定による通知カード及び個人  
番号カード並びに情報提供ネット  
ワークシステムによる特定個人情報  
の提供等に関する省令の一部を改正  
する省令(総務一五)

○特許法施行規則等の一部を改正する  
省令(経済産業一六)

### 〔告示〕

○電気通信回線を通じた送信又は電磁  
的記録媒体の送付の方法及び情報提  
供ネットワークシステムを使用した  
送信の方法に関する技術的基準の一  
部を改正する告示(総務六〇)

○行政手続における特定の個人を識別  
するための番号の利用等に関する法  
律の規定による通知カード及び個人  
番号カード並びに情報提供ネット  
ワークシステムによる特定個人情報  
の提供等に関する省令第四十条第二  
項第五号、第四十一条第一項第四号  
及び第五号、第四十六条第三項第二  
号並びに第四十七条第一項第三号の  
規定に基づき総務大臣が定める事項  
の一部を改正する告示(同六一)

○紛失又は焼失の届出により失効した  
旅券の告示(外務四三)

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

## 本号で公布された 法令のあらまし

○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正  
する法律(法律第三三八号)(国土交通省)

一 航空法の一部改正関係

1 型式証明を受けた者等に関する規定の整備  
1 型式証明を受けた者等による航空機の使  
用者に対する情報の提供  
型式証明又は第一三三條の二第一項の承認  
を受けた者は、当該型式証明を受けた型式  
の航空機又は当該承認を受けた設計に係る  
航空機であつて耐空証明のあるものの使用  
者が第一六條の規定による整備及び改造を  
するに当たつて必要となる技術上の情報で  
あつて国土交通省令で定めるものを当該航  
空機の使用者に提供しよう努めなければ  
ならないこととした。(第一三三條の三関係)

(二) 本邦内に住所を有する型式証明を受けた  
者等による情報の収集及び報告  
型式証明又は第一三三條の二第一項の承認  
を受けた者であつて本邦内に住所(法人に  
あつては、その主たる事務所)を有するも  
のは、当該型式証明を受けた型式の航空機  
又は当該承認を受けた設計に係る航空機に  
ついて、航空事故等その他の航空機が第一  
〇條第四項の基準に適合せず、又は同項の  
基準に適合しなくなるおそれがあるものと  
して国土交通省令で定める事態に関する情  
報を収集し、国土交通大臣にこれを報告し  
なければならないこととした。(第一三三條の  
四関係)

2 耐空証明の有効期間に関する規定の整備  
(一) 耐空証明の有効期間に関する規制の合理  
化  
(二) の認定を受けた整備規程により整備を  
する航空機について、航空運送事業の用に  
供する航空機と同様に、耐空証明の有効期  
間を国土交通大臣が定める期間とした。(第  
一四條関係)

3

(一) 国土交通大臣による航空機の使用者が定  
める整備規程の認定  
耐空証明のある航空機(航空運送事業の  
用に供する航空機を除く。)の使用者は、国  
土交通省令で定める航空機の整備に関する  
事項について整備規程を定め、国土交通大  
臣の認定を受けることができることとし  
た。(第一四條の二関係)

(二) 航空機の使用者に関する規定の整備  
航空機の使用者に対する航空機の整備及  
び改造の義務付け  
耐空証明のある航空機の使用者は、航空  
機の整備をし、及び必要に応じ改造をする  
ことにより、当該航空機を第一〇條第四項  
の基準に適合するように維持しなければな  
らないこととした。(第一六條第一項関係)

(一) 航空機の使用者に対する航空機に整備す  
る整備品等の制限  
耐空証明のある航空機の使用者は、次の  
いずれかに該当する整備品等以外の整備品  
等を当該航空機に装着してはならないこと  
とした。(第一六條第二項関係)

(1) 第二〇條第一項第六号の能力について  
同項の認定を受けた者が、当該認定に係  
る製造及び完成後の検査をし、かつ、第  
一〇條第四項第一号の基準に適合するこ  
とを確認した整備品等

(2) 第二〇條第一項第七号の能力について  
同項の認定を受けた者が、第一〇條第四  
項第一号の基準に適合することを確認し  
た航空機の整備品等

(3) 第二〇條第一項第七号の能力について  
同項の認定を受けた者が、当該認定に係  
る修理又は改造をし、かつ、第一〇條第  
四項第一号の基準に適合することを確認  
した整備品等

(4) その他国土交通省令で定める整備品等  
航空機の使用者に対する発動機等の整備  
に関する規制の廃止

(三) 耐空証明のある航空機の使用者は、当該  
航空機に装着する発動機、プロペラその他  
国土交通省令で定める安全性の確保のため  
重要な整備品を国土交通省令で定める時間  
を超えて使用する場合には、国土交通省令  
で定める方法によりこれを整備しなければ  
ならないこととする規制を廃止することと  
した。(第一八條関係)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十一号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八及び別表第二第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

第二条第一項第三十号の六を第三十号の七とし、第三十号の五の次に次の一号を加える。  
三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(183)を(184)とし、(96)から(182)までを(96)から(183)までとし、(96)の次に次のように加える。

(96) 四―(二・二)ジシアノエテン―(一)イル) フェニル(二・四・五)トリクロロベンゼン―

―スルホナート及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 シクロヘキサ―(四)エン―(二)ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤

第二条第一項第四十二号の二の次に次の一号を加える。

四十二の三 ジデシル(ジメチル)アンモニウム(ジクロリド及びこれを含有するものを除く。ただし、ジ

デシル(ジメチル)アンモニウム(クロリド)〇・四%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十号の六までを「号すつ

繰り下げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「。ただし、二―(ジメチルアミノ)エチル(メタク

リレート六・四%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号

の二の次に次の一号を加える。

五十の三 二―(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジメチル

アミノ)エタノール三・一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第六十八号の三中「製剤」の下に「。ただし、水酸化リチウム(水和物)〇・三%以下

を含有するものを除く。」を加える。

第二条第一項第七十四号の六を第七十四号の七とし、第七十四号の五を第七十四号の六とし、第

七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十一号の三を第九十一号の四とし、第九十一号の二の次に次の一号を加える。

九十一の三 ヘキサノ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサノ酸二%以下を含有するもの

を除く。

第二条第一項第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸二%以下を含有するもの

を除く。

第二条第一項第九十五号の次に次の一号を加える。

九十五の二 ベンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ベンタン酸一%以下を含有するもの

を除く。

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同

項第五十号の三の改正規定(「製剤」の下に「。ただし、二―(ジメチルアミノ)エチル(メタクリ

レート六・四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。)及び同項第六十八号の三の改正

規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、

第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五

号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、

令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及

び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日

までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定

は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匠  
内閣総理大臣 安倍 晋三